

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.7 22.104 箇条 23 23.102	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.7 通常、過圧防止安全装置は、製造業者だけが利用できる工具を用いない限り、動作不能にすること、又は高い圧力に設定することができないような構造でなければならない。 22.104 コインボックス、その他の支払手段のための容器は、あふれることによって、危険が生じるおそれがないように位置を定めるか、又は保護しなければならない。 箇条 23 内部配線 23.102 メンテナンス領域の中で、可触であって、かつ、通常動作中に動く内部配線は、損傷を受けないような構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.2 箇条 22 22.101 22.103 22.106	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.2 使用者領域において、運動エネルギーが 4J を超える運動部分を覆うカバーは、工具を用いてだけ取り外すことができる場合を除き、可動部品が停止しているときにだけ取り外すことができるようにインタロックしていなければならない。 箇条 22 構造 22.101 インタロックが必要な場合、機器は、解除キーを使用した場合だけ、インタロックを解除することができる構造でなければならない。使用者領域では、温度過昇防止装置を復帰することができてはならない。 22.103 レーザを内蔵する機器は、レーザシステムとして扱い、JIS C 6065 の 6.2 (レーザ放射) を満足しなければならない。 6.2 レーザ放射 6.2.0A 一般事項 機械的安全インタロック装置は、フェイルセーフでなければならない。 22.106 同時に通電できる加熱素子及びモータの数を制限	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項 続き				箇条 24 24.103	するプログラマブル電子回路によって制御される機器の場合、加熱素子及びモータのあらゆる組合せの同時起動によって、機器が危険な状態になってはならない。 箇条 24 部品 24.103 加熱素子を遮断し、かつ、機器に組み込まれている温度過昇防止装置は、自由引外し機構を備えていなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.12.1 7.12.101 7.12.101.1	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12.1 動く乗り物の据付説明（書）には、機器の周囲に安全の操作のために必要な自由空間の範囲を記載しなければならない。 7.12.101 メンテナンス操作中のために特別な注意を払う必要がある場合は、その詳細を提供しなければならない。 メンテナンス説明（書）には、メンテナンス領域にアクセスする方法を記載しなければならない。それらは、サービス領域にアクセスする方法についての説明（書）を含んではならない。 7.12.101.1 機器用インレットをもち、清掃のために水中に一部分又は完全に浸せきする機器のメンテナンス説明	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.12.101.2	(書) には、次の趣旨を記載しなければならない。 ー機器を清掃する前に、コネクタを遮断しなければならない ー機器を再使用する前に、機器用インレットを乾燥しなければならない IPX5 以上を要求しない機器のメンテナンス説明 (書) には、機器は高圧水洗浄機によって掃除してはならない旨を記載しなければならない。 7.12.101.2 解除キーの使用によって、可動部分にアクセスが可能である場合には、適切な警告をメンテナンス説明 (書) の中に記載しなければならない。	
				7.12.101.3	7.12.101.3 メンテナンス説明 (書) には、機器とともに用いる可能性がある附属品リストを記載しなければならない。	
				7.12.101.4	7.12.101.4 水を使用する機器のメンテナンス説明 (書) には、氷結を防止するための方法又は氷結が発生した場合、安全な操作を確保する方法についての詳細を記載しなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.103	22.103 レーザを内蔵する機器は、レーザシステムとして扱い、JIS C 6065 の 6.2 (レーザ放射) を満足しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				箇条 24 24.101	らない。 6.2 レーザ放射 6.2.0A 一般事項 機器に、レーザクラスの種類を表示しなければならない。 箇条 24 部品 24.101 相互接続コードの接続装置は、危険が生じるおそれがある場合、それらが機器内のその他の接続装置と互換性があるときは、識別しておかなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.103 箇条 23 23.3	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。(ただし第1部箇条18を除く。) 箇条 22 構造 22.103 レーザを内蔵する機器は、レーザシステムとして扱い、JIS C 6065 の 6.2 (レーザ放射) を満足しなければならない。 6.2 レーザ放射 6.2.0A 一般事項 機械的安全装置は、規定の回数の開閉試験に耐えなければならない。 箇条 23 内部配線 23.3 内部配線は、次の折曲げ試験の結果、異常を生じて	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き					<p>はならない。</p> <p>－通常使用時に折れ曲がる導体の場合、200 000 回</p> <p>－景品の補充及び硬貨の回収中に曲がる導体の場合には、10 000 回</p> <p>－その他の場合には、2 000 回</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.2 箇条 7 7.12.1 箇条 22	<p>第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 6 分類</p> <p>6.2 屋外用機器は、IPX4 以上でなければならない。高圧水洗浄機によって清掃する機器又は高圧水洗浄機を使用するおそれがある場所に据え付ける機器は、IPX5 以上でなければならない。通常使用で高圧水洗浄機を用いる機器は、高圧水洗浄機を電気部品の外郭に向ける可能性がある場合、IPX5 以上でなければならない。それ以外は、IPX4 以上とする。</p> <p>箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明</p> <p>7.12.1 据付説明（書）には、機器が屋外使用に適しているか否かを記載しなければならない。IPX5 以上を要求しない機器の取扱説明（書）には、高圧水洗浄機が使用できる場所への設置に適していない旨を記載しなければならない。</p> <p>箇条 22 構造</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				22.102 22.105	22.102 メンテナンス領域用のアクセスキーだけで、サービス領域にアクセスできてはならない。 22.105 子供用乗り物の座席は、床から 1.5 m を超える高さまで調節できてはならない。調節可能な座席をもつ子供用乗り物は、乗客を拘束する手段を備えなければならない。乗客が落ちないように設けた柵の隙間は、全て、60～75 mm の範囲でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25 25.7	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 屋外使用を意図した機器の電源コードは、ポリクロロプレン被膜で、オーディナリークロロプレンシース付きコードと同等以上の特性でなければならない。これらの機器を地面の上に置くことを意図している場合、電源コードは、ヘビークロロプレンシース付きコードと同等以上の特性でなければならない。	
第七 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 23 23.101	第 1 部の第七條第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 23 内部配線 23.101 容易に取替えができる内部配線の固定は、次の構造及び配置でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き		保護すること。			<p>－配線は、固定用の締めねじが可触である場合、固定用の締めねじに触れてはならない</p> <p>－クラス II 機器の場合、固定具は、絶縁物製、又は金属製の場合は付加絶縁によって可触金属部分から絶縁する構造でなければならない</p>	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 16 16.2	<p>第1部の第七條第2号に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 16 漏えい電流及び耐電圧</p> <p>16.2 クラス 0I 機器に対しては、無線妨害雑音抑制用フィルタを取り付けた状態で 1 mA の限度値を超えてはならない。</p>	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 23 23.101	<p>第1部の第八條に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 23 内部配線</p> <p>23.101 容易に取替えができる内部配線の固定は、次の構造でなければならない。</p> <p>－配線は、配線上に直接押さえ付ける金属ねじによって、締め付けてはならない</p> <p>－クラス 0 構造部分を除き、クラス 0I 機器及びクラス I 機器の場合、固定具は、絶縁物製、又は絶縁裏打ちを備えている構造とする</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 19 箇条 30 30.2	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 通常使用時に継続して手で保持するハンドル及び類似の部品に適用する温度上昇の限度値は、座席にも適用しなければならない。使用者領域でのその他の表面の温度上昇は、短時間だけ保持するハンドル及び類似の部分に対して規定した限度値を超えてはならない。	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計そ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.2	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.2 使用者領域において、運動エネルギーが 4J を超える	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き		他の措置が講じられるものとする。			運動部分を覆うカバーは、工具を用いてだけ取り外すことができる場合を除き、可動部品が停止しているときにだけ取り外すことができるようにインタロックしていなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.1	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.1 機器の使用者領域に、床埋込形機器の場合 2.0J、その他の機器の場合 1.0J の衝撃を 3 回加える。試験後、機器は、この規格に適合しなくなるような損傷があってはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 22 22.22 22.23 22.41	箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込ん	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き				箇条 32	ではない。(第 1 部の規定による。) 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第 1 部の規定による。)	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.103	第 1 部の第十三条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.103 レーザを内蔵する機器は、レーザシステムとして扱い、JIS C 6065 の 6.2 (レーザ放射) を満足しなければならない。 6.2 レーザ放射 6.2.0A 一般事項 レーザシステムをもつ機器は、通常動作状態及び故障状態の下で、レーザ放射に対して人体を保護できる構造でなければならない。	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.7 19.9	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えて	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四 条続き					はならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.40	22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五 条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24 24.103	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.103 箇条 19 の規定を満たすために加熱素子を遮断し、かつ、機器に組み込まれている温度過昇防止装置は、非自己復帰形でなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 箇条 25 25.8	箇条 10 入力及び電流（第 1 部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					(第 1 部の規定による。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11 19.11.4 箇条 29	箇条 19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 (第 1 部の規定による。) 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等 (一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き		律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		7.1	7.1 機器用コンセントを内蔵した機器の場合、電圧、電源の種類、及び電流又は出力を機器用コンセントの近傍に表示しなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-82：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—